

**「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会
開催要項**

1. 趣 旨

宗門では、2012年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下、「実践運動」＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果と課題を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

また、2012年の安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」によって、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する取り組みの必要性が改めて確認されました。この課題の参考資料として『み教えと差別の現実』を作成し、2019年度より取り組みをすすめております。引き続き、この冊子を活用した研修会の開催が望まれます。

また、2021年5月に富山教区で県内発行の地方新聞記事で住職が過去帳を開示する事案が発生したことを受け、これまでの学びが引き継がれていないのではないかと懸念されるところから、あらためて「過去帳又はこれに類する帳簿の取り扱い」についての学びを深めていただきたいと存じます。

本研修会は、専如門主よりご教示いただきました、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体して、「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深めて、自らの課題につなげることを目的にしております。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。

本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研 修 課 題

『宗制』及びご親教『念仏者の生き方』に基づき、宗門における人権・差別問題の課題を自らの課題につなげ実践運動を進めましょう

① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないよう『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を用いた研修会を行う。

② み教えと差別の現実について

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて経典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、梅陀羅 等）

③ 組が独自に設定する人権・差別問題について

＜参考例＞

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 同和問題（部落差別解消推進法） | (2) 外国人差別（ヘイトスピーチ解消法） |
| (3) 障害者差別（障害者差別解消法） | (4) 感染症・ハンセン病と差別問題 |
| (5) 性の多様性と人権 | (6) 災害と人権 |

3. 開 催 期 間

2022年度内の開催とします。（できるだけ年内に開催ください）

4. 開 催 場 所

組内寺院・教務所（別院）・その他

5. 開催方法

年度当初に、組で協議・相談のうえ、課題①～③の順序を決めて数年のスパンも視野に入れて、極力すべての課題にわたって取り組んでください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

（但し、地域的な諸事情を考慮し、2組、3組と合同で開催することも可能です。）

○全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

[1]教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題②をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

[2]一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・②をテーマにした研修開催に限る】

- ・研修課題①・②をテーマにした開催に限り、同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

同和教育振興会の経費(交通費)負担には限度があり、予算の執行状況によっては講師派遣をお受けできないこともありますので、希望の際は、早めに教務所を通じて社会部＜人権問題担当＞宛、ご連絡ください。

又、Zoom 等リモートでの研修会をご希望の場合も当部までご相談ください。

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- (1)別紙申請書＜様式④＞（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。
- (2)原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとします。
- (3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4)研修会開催日から2ヶ月以内に、別紙報告書＜様式⑤＞を同和教育振興会宛提出ください。

[3]宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題③をテーマにした研修を行う場合】

- ・研修課題③の「人権・差別問題」をテーマにした研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。
- ・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます（別様式）。＜派遣経費は宗派負担＞
- ・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。
- ・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので、宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開 会 式 *勤 行 *挨 拶	趣旨説明含む
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉 会 式 *挨 拶	

※新型コロナウイルス感染防止の観点および参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～③いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組に対して、3万円を助成します。
- (3) 教務所へ報告書が提出された後に宗派に申請します。研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

- (1) 宗派への事務手続きの都合上、開催日の1ヵ月以内に教務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。
- (2) 教務所にて「報告書(様式③)」に受付日・確認印押印後、控えとして1部返却いたします。
- (3) 特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。
- (4) 研修会のレジュメ等、提供可能な資料教材がある場合は提出(2部)ください。
- (5) 報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。
- (6) 開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用してください。
- (7) 報告書は、鉛筆・フリクション(消えるボールペン)等、第三者が消すことのできる筆記具を使用しての記入はしないでください。

<注意事項>

※開催日より2ヵ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

10. 研 修 資 料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
- (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
- (4) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
- (5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
- (6) 同朋運動ブックレット⑪
『経典にみる差別語を考える―「栴陀羅」・「女人往生」・「根欠」―』
(同和教育振興会発行)

- (7) 教区で独自に選定・作成した資料

『部落差別 現実からの出発』

- (8) 『宗報』

2016年 3月号、6月号、9月号、11・12月合併号

2017年 2月号、6月号、9月号、11・12月合併号

2018年 2月号、6月号、9月号、11・12月合併号

2019年 2月号、6月号、7月号、11・12月合併号

2020年 2月号、7月号、9月号、11・12月合併号

2021年 2月号、7月号、9月号、11・12月合併号

2022年 1月号、2月号

※上記の(2)(3)(8)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索すると「社会部＜人権問題担当＞よりの啓発資料のお知らせ」よりダウンロードできます。

※また、(1)(4)の冊子については、配布可能でありますので、当部までお問い合わせください

11. 添 付 書 類

- (1) 「研修会報告書」〈様式③〉
- (2) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」〈様式④〉
- (3) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」〈様式⑤〉
- (4) 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」〈別様式〉

※上記(2)(3)は、同和教育振興会宛提出

以 上